

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月26日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

國仲昌二



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 國仲昌二

1 収入 政務活動費 1,350,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	37,800	はがき代(議会報告)
要請陳情等 活 動 費	16,740	航空運賃(宮古 ⇄ 那覇)
会 議 費	16,740	航空運賃(宮古 ⇄ 那覇)
資料作成費		
資料購入費	99,871	新聞購読料、書籍購入代
事 務 所 費	854,696	事務所賃借料、看板、光熱水費
事 務 費	285,893	事務用品代、パソコン、プリンター、携帯電話
人 件 費		
合 計	1,311,740	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 38,260 円

広報紙充当可能割合確認票

議員名

國仲 昌二

広報紙名	紙面割合
國仲昌二 議会活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $14.8\text{cm} \times 10\text{cm} \times 1\text{面} = 148\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 148\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$以下

9060012

9060008



千葉県市川区一ノ巻

二 昌 二 國 仲

9060008

様

議会活動報告

県議会9月定例会で一般質問を行いました。主な質問・答弁内容については下記のとおりです。

下地島空港について
 (質問) 下地島空港の専事利用について県の見解を伺う
 (答弁) いわゆる屋良岩番及び西銘確認書において民間航空機の使用が確認されており、尊重されるべきと考える。
 (質問) 下地島手羽港事業について伺いたい。
 (答弁) 第2期活用事業でPDRエアロスペース社が提案し協議してきた。無人宇宙機の法的整理がされたため基本台意図結に至った。
 宇宙旅行は約90分で、ジェット機と同じように飛び立ち、途中から垂直上昇、高度100kmまで行き戻るとのこと

宮古広域公園について
 (質問) 事業の概要、全体像について伺います。
 (答弁) 平成15年に宮古市町村会など7団体から要請を受け、進めてきたが、令和2年4月に都市計画決定、7月に事業認可を取得した。総事業費は約18億円、工事期間は14年間を見込んでいます。

伊豆部大橋橋詰広場のトイレについて
 (質問) 事業の概要について伺います。
 (答弁) 第一駐車場付近にそれぞれ設置する。景観やバリアフリーに配慮している。年度内完成を目指して整備する。
 教員選考試験の第一次試験について
 (質問) 一次試験は筆記試験だけだと聞いている。先島地区でも試験が行えないか伺う。
 (答弁) 専修試験は30種類以上の試験区分やリスニング試験等の環境を同一に揃える必要があるため、本島の5会場で行っている。離島で試験を実施することになると、代用雇来時には全ての会場の試験を延期することになるなど影響が入きい。試験会場は集約せざるを得ないと考えている。

(その他)
 コロナ禍での厳しい県の財政問題や辺野古新基地建設の設計変更、埋立用土砂の採取等についても質問をしました。



WEB 236b4d275b9fe213e20e100689e9b705
2021年03月29日 10:19

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : **國仲昌二様**

金額

THE SUM OF : **¥ 16,740 円** (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312403876137
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2020年11月13日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2020年11月13日(金)	宮古	沖縄(那覇)	JTA556	離島割引(普通席)	¥8,370
	2020年11月13日(金)	沖縄(那覇)	宮古	JTA565	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥16,740
------	---------

要請・陳情等活動記録簿

年月日	令和2年11月13日(金)		
要請先	沖縄県知事及び沖縄県議会議長		
対応者	沖縄県知事及び沖縄県議会議長		
参加者	美ぎ島美しや市町村会及び宮古・石垣選出県議(石垣市長、宮古島副市長、竹富町長、与那国町長、多良間村長、次呂久県議、大浜県議、下地県議、國仲県議)		
要請等の趣旨	宮古・八重山圏域の喫緊な課題、財政的な課題に関し25項目を要請		
日程・内容	月日(曜日)	時間	要請先等
	11月13日(金)	13:30	沖縄県知事
	11月13日(金)	14:15	沖縄県議会議長
	<p>内容</p> <p>宮古・八重山圏域の喫緊な課題、財政的な課題に関し25項目を要請</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により影響を受けている宮古・八重山圏域経済への支援について②新型コロナウイルス感染症へ対応した医療体制等の拡充について③新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた水際対策について④船舶運事業者の船内での感染症対策整備の助成について⑤離島生徒の選手派遣支援事業について⑥離島における検診体制について⑦今後の通疎のあり方について⑧下地島空港及び周辺用地の利活用ならびに下地島地区農地基盤整備事業(区画整理)の早期導入について⑨獣医師の確保について⑩天然ガス資源の有効活用に向けた支援について⑪観光等利用による沿岸環境への影響調査について⑫宮古空港横断トンネル整備について⑬豚熱ワクチン非接触地域からの種豚等の輸送にかかる支援について⑭市道旧空港跡地線の整備促進について⑮国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について⑯鳥獣被害防止対策総合事業の割当予算の拡充について⑰県立八重山病院内における院内保育への病児・病後児の地域受入枠の確保と早期措置について⑱波照間航空路線の滑走路延長と早期開催について⑲遠隔会議システム構築の支援について⑳竹富町内の各港湾ターミナル施設の維持・管理について㉑県営住宅の建設について㉒海底遺跡の利活用について㉓離島における産業廃棄物の処理について㉔農業農村整備事業について㉕多良間・石垣間の航空路線について</p>		
成果及び所見	<p>宮古・八重山圏域の喫緊な課題、財政的な課題に関し、共通課題として7項目、宮古島市から5項目、石垣市から5項目、竹富町から4項目、与那国町から1項目、多良間村から3項目、計25項目の要請があった。</p> <p>要請後、新型コロナウイルス感染症関連等で実現した項目もあり、直接知事及び県議会議長に要請した成果は挙がっていると考える。</p>		
備考			



WEB 3022a173a3bce64e26789e5875d7ce8f
2021年04月30日 17:31

領収書
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 16,740 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312407096357
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2021年01月23日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2021年1月24日(日)	宮古	沖縄(那覇)	JTA552	離島割引(普通席)	¥8,370
	2021年1月24日(日)	沖縄(那覇)	宮古	JTA571	離島割引(普通席)	¥8,370

合計金額	¥16,740
------	---------

JTA552 : 8:55 → 9:45
JTA571 : 16:50 → 17:40



JAPAN AIRLINES

WEB aa3af3bf0b80a2f422fa78bea28261ba
2021年05月03日 13:02**搭乗証明書**
CERTIFICATE FOR BOARDING

1. お名前	KUNINAKA MASAJI 様
NAME	KUNINAKA MASAJI Mr./Ms.
2. 年月日	2021年1月24日
DATE	24JAN,2021
3. 便名	JTA552便
FLIGHT	JTA552
4. 区間	宮古ー沖縄(那覇)
PORTION	MIYAKO — OKINAWA (NAHA)

上記のとおり、ご搭乗いただきましたことを証明いたします。

This is to certify that above-mentioned passenger has boarded the Japan Airlines flight indicated above.

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.



JAPAN AIRLINES

WEB e3e3afe8f7e8f1e29051369046691a4e
2021年05月03日 13:10**搭乗証明書**
CERTIFICATE FOR BOARDING

1. お名前 NAME	KUNINAKA MASAJI 様 KUNINAKA MASAJI Mr./Ms.
2. 年月日 DATE	2021年1月24日 24JAN,2021
3. 便名 FLIGHT	JTA571便 JTA571
4. 区間 PORTION	沖縄(那覇)ー宮古 OKINAWA (NAHA) — MIYAKO

上記のとおり、ご搭乗いただきましたことを証明いたします。

This is to certify that above-mentioned passenger has boarded the Japan Airlines flight indicated above.

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

会議活動記録簿

日 時	令和3年1月24日(日) 11時 ~ 15時00分
場 所	沖縄県議会居室
対 象	いとまんバイオエナジー株式会社、技研工業株式会社
参 加 者	(参加者) [](いとまんバイオ)、[](技研工業)、國仲昌二
目 的	県内のバイオガス発電に関する意見交換等
内容及び所見	(内容) ○具志川浄化センターの概要説明 ○宜野湾浄化センターの概要説明 ○糸満浄化センターの取り組みについて ○八重瀬町における民間での取り組み (所見) 温室効果ガスの削減による地球温暖化防止、エネルギー自給率の向上に貢献するバイオガスを調査研究し、今後の政策提言に生かしていく
備 考	

國仲 昌二

様

新聞雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	9	31,473
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

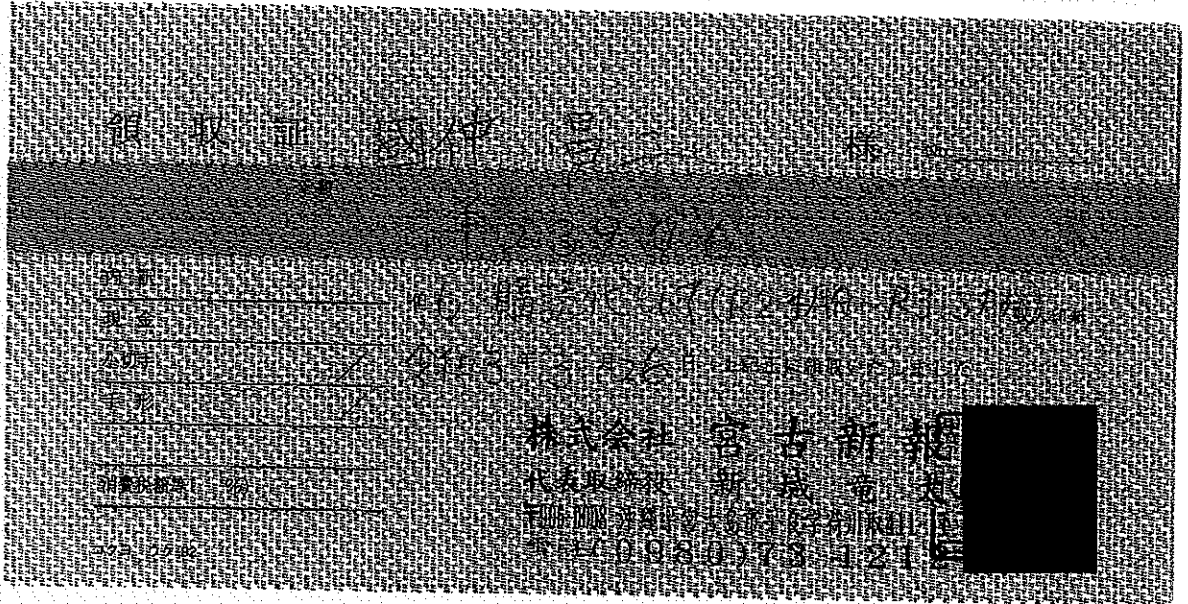
領収書

32,403 円

2020年7月～2021年3月

上記の金額に付はらわれました。
 ありがとうございます。
 日本共産党南部地区委員会
 電話 (098) 894-6360
 〒901-0206
 豊見城市根差町

領収日 3/16



領 収 証

2701 2078 4267

〒 906-0008

宮古島市平良字荷川取19

國仲 昌二

様

令和 3 年 3 月 3 日

金額 23,976 円也
(税込)

宮古毎日新聞社

沖縄県宮古島市平良字西里337番地
 TEL (0980)72-2343
 FAX (0980)72-3733

日付	品名	スペース	単価	金額
2021/04/12	新聞購読料/消費税軽減税率対象品			
	2020年4月分～2021年3月分	12	1,998	23,976
	口座振替			

上記の通り領収致しました。

領収証番号 : 000045872
2020年07月19日 No. 01-001008340

領収証

クニカ マシン 様
金額 ¥2,420-
内クレジット利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
内現金扱い等計 ¥2,420(内消費税等 ¥220)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1-19-29 ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

1	保守の真贋	1,100
	保守とは何か。安倍政権は保守なのか。保守の立場で政権を批判する書。本書で指摘する安倍政権の課題・問題点を把握し、政策提言に活用する。	
2	日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか	1,320
	日本国憲法より米国との条約が上位に位置する「統治行為論」というまやかしや「日米原子力協定」の驚くべき仕組みを解明する書。「日米地位協定」の改定の必要性や沖縄の基地問題等について政策提言に活用。	

領収証番号 : 000095631
2020年08月02日 No. 02-001998702

領収証

国仲昌二 様
金額 ¥1,870-
内クレジット利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
内現金扱い等計 ¥1,870(内消費税等 ¥170)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1-19-29 ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

3	ルポ百田尚樹現象	1,870
	時代を象徴する流行語「愛国」と「反日」。それを過激に叫ぶ「百田尚樹」とその読者たち。この現象はなんなのか。「百田尚樹」の過去をなぞりながら時代を検証する書。ヘイトの分析と沖縄におけるヘイトを検証し政策提言に活用する。	

領収証番号: 000050685

2020年09月10日 No. 01-001097573

領収証

7=ナカ マサシ 様
金額 ¥1,980-

内クレジットカード利用計 ¥1,980(内消費税等 ¥180)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
備丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

4	戦う石橋湛山	1,980
	昭和の戦時下において一貫して肥大化する軍部を批判し、戦後はGHQと真っ向から衝突しながらも総理にまで上り詰めた「石橋湛山」の生涯をとおして現代を考える書。権力を恐れず、常に冷徹で物事を客観化する姿勢で政策提言する。	

領収証番号: 000065382

2020年10月06日 No. 05-001346336

領収証

7=ナカ マサシ 様
金額 ¥1,760-

内クレジットカード利用計 ¥1,760(内消費税等 ¥160)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
備丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

5	武器としての「資本論」	1,760
	資本制社会の現代日本で直面する不条理の苦痛がどんなメカニズムを通じて必然化されるかを鮮やかに示してくれる書。効率化を追い求めるあまり公共性の高い分野までが民営化され商品化されていく危うさを検証し政策提言に生かす。	

領収証

領収証番号: 000054362
2020年10月13日 No. 01-001172225

金額 国仲島ニ 様 ¥4,840-
内クレジット・カード・利用計 ¥4,840(内消費税等 ¥440)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
備丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1-19-29 ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

6	この国の「公共」はどこへゆく	1,870
	公務員として公共に尽くし、退職後も公共のなかでの役割を果たしている2人と、民間一筋の人生から公共に臨む視点から発言する1人の対談で語る、公共についてのヒントを得る書。沖縄における公共について考察し、政策提言に活用する。	
7	ジョン・ボルトン回顧録	2,970
	アメリカのトランプ政権の内部を大統領補佐官の視点で語り、国際外交の舞台裏を明らかにすることで、日本を含め世界各国とアメリカとの関係を知り得る書。日本と米国間での交渉、特に基地問題について政策提言に活用する。	

領収証

領収証番号: 000106818
2020年11月23日 No. 04-002149837

金額 ノエカマサン 様 ¥2,123-
内クレジット・カード・利用計 ¥2,123(内消費税等 ¥193)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

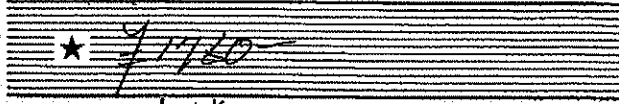
但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
備丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1-19-29 ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

8	なぜリベラルは負け続けるのか	1,760
	安倍政権で、違憲が指摘される法律は次々と成立し、安倍疑惑も何ら解明できず、選挙も連戦連敗するリベラル派。その原因と解決方法を探る書。強引に進める辺野古新基地建設等を止められない原因と解決方法を政策提言に活用する。	

領 収 証

7ニナカ マサジ 様 20年1月27日



但し書籍等
上記正に領収いたしました

税率	金額(税抜・税込)	宮古島市平良字松原
%	消費税額等	BOOKs きょうはん
税率	金額(税抜・税込)	TEL (0980) 79
%	消費税額等	

コクヨ ウケ-1048

12	分断のアメリカ	1,760
米国の分断はトランプ氏によって生まれたものではなく以前から密かに進んだ分断がトランプ氏を生んだ土壌である。2020大統領選挙をとおして米国のいまが浮かびあがる。米国の現状を学び、米国での沖縄の現状の伝え方を政策提言する。		

領 収 証 No. 547573

7ニナカ マサジ 様 2021年01月27日

金額 ¥ 2860

但し 書籍等
上記の通り領収致しました。

取扱店舗
〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1丁目19-29
ディーナハ1F~3F
ジュンク堂書店 那覇
TEL (098) 860-717
FAX (098) 8.6.0-7.1.7

株式会社 丸善ジュンク堂書店

現金
クレジット
カード
その他

係 員

印 紙

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です

13	完璧な冷静	1,540
かつて奴隷制を認めていた国に、アフリカ系の大統領が誕生したという歴史的出来事であるオバマ大統領誕生の舞台裏と背景をもとに、米国の行方を問う。米国の現状を学び、米国での沖縄の現状の伝え方を政策提言する。		
	安倍政権は「倒れた」が「倒した」のではない	1,320
14	安倍晋三氏が退陣したことは野党の勝利ではない。安倍氏が登場した90年代の変化の中身、意味を問いただし、野党共闘が成功する道筋について論じる書。安倍政権でいかに沖縄と政府の関係が変貌したかを学び、政策提言生かす	

領収証

領収証番号: 000104333
2021年02月06日 No. 02-002180649

金額 クニナカ マサシ 様
¥1,540-
内クレジットカード利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
内現金扱い等計 ¥1,540(内消費税等 ¥140)

但し 書籍代として
上記正に領収いたしました。
丸丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

15	ナショナリズムを理解できないバカ	1,540
	グローバリズムはやがてナショナリズムを生み出しますが、ナショナリズムを直視してこなかったことが日本及び日本人のメンタリティを決定づけてしまったことを明らかにする。沖縄にも押し寄せるグローバリズムとその課題について考察し政策提言する。	

領収証

領収証番号: 000122962
2021年02月16日 No. 03-002499604

金額 クニナカ マサシ 様
¥2,860-
内クレジットカード利用計 ¥2,860(内消費税等 ¥260)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として
上記正に領収いたしました。
丸丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

16	政治の代償	2,860
	オバマ政権の「決められない政治」に陥ってしまったワシントンの問題点を解き明かす。米国政府の意思決定の仕組みと問題点を学ぶことで、米国での沖縄の現状の伝え方を政策提言する。	

領収証

領収証番号: 000083980
2021年03月18日 No. 05-001679847

金額 国仲島三 様
¥902-
内クレジットカード利用計 ¥902(内消費税等 ¥82)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として
上記正に領収いたしました。
丸丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

17	保守とネトウヨの近現代史	902
	首相を退陣した安倍晋三氏は、「保守」が期待した政治家だったが、「ネトウヨ」を狂喜乱舞させただけで、何らめばしい実績を残せなかった。現代を振り返りその理由を解き明かす。沖縄にも広がるネトウヨへの県政の姿勢について提言する。	

領収証

領収証番号：000128247
2021年03月23日 No. 03-002587561

フエカマサシ 様

金額 ¥1,078-
内クレジット利用計 ¥1,078(内消費税等 ¥98)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
磯丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

18	感染症は実在しない	1,078
	コロナ禍にかかわらず、検査やデータにこだわるがあまり、人を直すことを忘れてしまった現代医学の限界を鋭く指摘し、医療の明日を指し示す書	

領収証

領収証番号：000073400
2021年03月31日 No. 01-001531671

フエカマサシ 様

金額 ¥924-
内クレジット利用計 ¥924(内消費税等 ¥84)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
磯丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

19	僕が「PCR」原理主義に反対する理由	924
	コロナ禍のなか「PCR検査を国民全員に」という俗論はなぜ間違いなのか。最前線でコロナウイルスと戦う感染症医がわかりやすく解き明かす書	

住まいと暮らしのDIYセンター



領収証

宮古店

0980-73-7100

様
*印は軽減税率(8%)適用商品です。
2020年11月17日(火)16:58 印*0003

領No. [Redacted]
子No. [Redacted]

040505内総飾りシートGLC-S ¥4,000
2コX単2000 ¥3
898400内レジ袋 3円
030301内吸盤トリアンドル
2コX単1250 ¥2,500
030101内スベアキー
2コX単400 ¥800

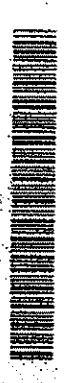
合計 ¥7,303
(内税10対象 ¥7,303)
(内税10 ¥663)
(税合計 ¥663)

クレジット ¥7,303
お釣り ¥0
お買上点数 7点

■会員番号 [Redacted] 33P
付与ポイント合計 33P
(通常ポイント) 0P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント [Redacted]

本日付与されたポイントは、
2〜3日後反映されます。
*が無効の場合は、
ポイントが貯まりません。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

《お支払い》
返品・交換の際はレシート持参の上
【1週間以内】に当店サービスカウン
ターまでお申しつけ下さい。
営業時間 AM 9:00 ~ PM 8:00



印-HNo0956 店No00032

領収証

No. 003781

国仲昌三 様

金額 77303
百円 千円 円

税率 金額(税込) ¥ 7303

10%消費税額 ¥ 663

税率 金額(税込) ¥

8%消費税額 ¥

上記の金額正に領収致しました
但し商品代として(内容はレシートの通り)

現金
カード
商品券

2020年11月17日

株式会社 SUTOMAN 宮古店
沖縄県宮古島市平良字西里1291番地
電話 (0980) 73-7100 (代)

取扱者サイン [Redacted]
レシートNo. 0956

自動での電源が入っていないので開閉にトマハトルルが必要





契約時計算明細書

賃貸物件名	ネクスコート池村 105	借主	国 仲 昌 二 様
日割家賃 月分	計算		円
令和2年 11月分家賃			80,000 / 円
敷 金	(1ヵ月分)		円
礼 金	(2ヵ月分)		160,000 / 円
保証会社預金 火災保険料	2年間		<u>41,000</u> / 円
共 益 費			2,000 / 円
仲介手数料	消費税10%		88,000 / 円
駐車料金			
合 計 金 額			371,000 円
申 込 金			
請求合計金額			371,000 円
振込先	琉 球	銀 行	支店
口座番号		フ リ ガ ナ	
名 義 人	有限会社 トータル企画		
毎月	25日	代表取締役 平良盛雄	

(有) トータル企画
 宮古島市平良字東仲宗根909-6
 TEL(0980)73-2186

領 収 証

	国 仲 昌 二 様
金 額	¥371,000
但し、ネクスコート池村105号室賃貸契約金及び保証料金預金として	
令和 2 年 11 月 日 上記正に領収致しました。	
<p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">有限会社 トータル企画</p> <p style="margin: 0;">代表取締役 平 良 盛 雄</p> <p style="margin: 0;">沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-6</p> <p style="margin: 0;">TEL(0980)73-2186</p>	

領 収 証

様 No. _____

★ ￥ 82.882

但し家賃代として(12月)水道料含正

令和2年 11月 30日 上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コード ケー.55N

ネクスコート池村
 沖縄県平良市字西里667-5
 池村 正人

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

00190 9 950041 沖縄電力株式会社

R 2年 11月 11日 16時 0分

金額 11

70250- 177-1-4 20

国仲 昌二 様

宮古島市平良字西里667-5

ネクスコート池村 105

国仲 昌二 様

支払期日 (裏面参照) R 2年 12月 17日

余額振替取扱額 R 3年 1月 6日

ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア

R 3年 1月 16日

料 金

備 考

20206

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人持

この受領証は、大切に保管してください。

領 収 証

様 No. _____

★ ￥ 82.882

但し家賃代として(1月分)水道料含む

令和2年12月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

200円

コクヨ ウケ-88N

ネクスコート池村
 沖縄県平良市字西里667-5
 池村 正 人

領 収 証

岡 仲 昌 二 様 No. _____

金額	¥	94	160						
----	---	----	-----	--	--	--	--	--	--

但し看板製作代として

R3年1月6日 上記正に領収いたしました

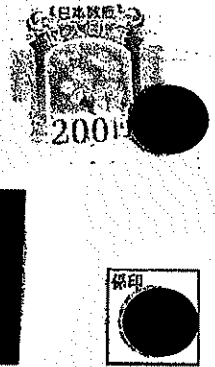
内 訳

現金
小切手
手形
消費税額等(%)

沖縄県宮古島市平良字西里668-11

工 人 。 子 供
 代表者 狩 俣

TEL・FAX (0930) 73-6622



コクヨ ウケ-890

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 2年12月分

領収金額 5,388 円

料金 4,770 円
再工事賦課金 616 円

【再掲】
消費税等相当額 489 円
燃料費調整額 -85.41 円

ご使用量 207 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	1月18日	日 附 印 21.1.22
金額控除取扱期日	2月5日	
コンビニ等取扱期日	2月17日	
神崎電力株式会社 富古支店		

収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年1月分

領収金額 3,130 円

料金 2,752 円
再工事賦課金 378 円

【再掲】
消費税等相当額 284 円
燃料費調整額 -373.34 円

ご使用量 127 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	2月19日	日 附 印 1.3.22
金額控除取扱期日	3月11日	
コンビニ等取扱期日	3月21日	
神崎電力株式会社 富古支店		

収入印紙貼付欄

領 収 証

様

No. _____

★ ￥82,907

但し家賃代として (2月分) 水道料含む

令和3年 / 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-85N

ネクスコート池村
沖縄県平良市字西里667-5
池村正人

領 収 証

国仲 昌二 様

No. _____

★ ￥83,911

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-88

但し 3月分家賃代として (水道料含む)

R 3年 2月 28 日 上記正に領収いたしました

ネクスコート池村
沖縄県平良市字西里667-5
池村正人

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 3月分

領収金額	2,050 円
料金	1,808 円
再エネ賦課金	244 円

【再掲】
消費税等相当額 188 円
燃料費調整額 -248.47 円

ご使用量 82 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	4月18日	日附印 07358 21,300 収入印紙貼付欄
金融機関取扱期日	5月8日	
コンビニ等取扱期日	5月18日	

神崎電力株式会社 高古支店

初ら取らるる金額は、この金額に消費税を足した金額となります。

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様

電気番号 70250- 177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 2月分

領収金額	2,121 円
料金	1,868 円
再エネ賦課金	253 円

【再掲】
消費税等相当額 192 円
燃料費調整額 -254.99 円

ご使用量 85 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	3月19日	日附印 07358 21,300 収入印紙貼付欄
金融機関取扱期日	4月8日	
コンビニ等取扱期日	4月19日	

神崎電力株式会社 高古支店

初ら取らるる金額は、この金額に消費税を足した金額となります。

領 収 証

様 No. _____

★ ￥ 82,756

但し家賃代として(4月分)水道料含太

令和 3年 3月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55N



ネクスコート池村
沖縄県平良市宇西里667-5
池村 正 人

事務所概要申告票

議員名 國仲昌二

1. 物件の所在

住所	宮古島市平良字667番地5 ネクスコート105号室
電話番号	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [<input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

國仲昌二 

貸借人 氏名



住所

事務所費充当状況申告票

議員名 國仲昌二

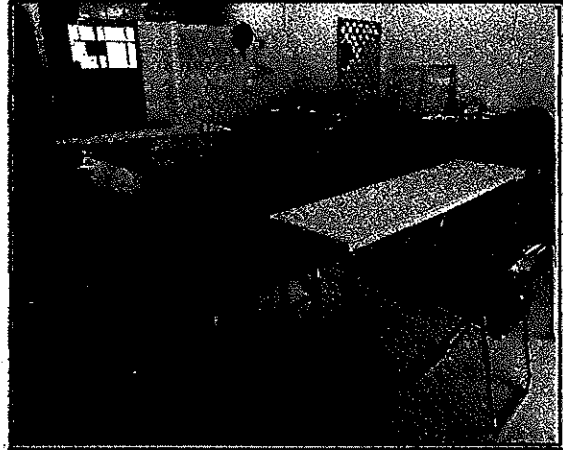
1. 事務所の状況

住所	宮古島市平良字西里667番地 ネクスコート105号室
----	----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

事務所は政務活動のみ使用しており全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	80,000 円
その他	礼金 160,000 円
	仲介手数料 88,000 円

(充当額)

家賃(月額)	80,000 円
その他	礼金 160,000 円
	仲介手数料 88,000 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

國仲昌二





事業用建物 賃貸借契約書

借主 国 仲 昌 二 様

貸主 [REDACTED] 様

宅地建物取引業者 株式会社トータル企画

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ネクスコート池村 105 店舗
所在地（住居表示）	宮古島市宇西里667-5
構造・規模	鉄筋コンクリート3階建て
用途	店舗
契約面積	1階部分 66㎡

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間

始期	令和2年11月1日 から	2年 月間
終期	令和4年10月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円	(内消費税等 円・税率 %)
共益費（管理費）	月額 2,000円	(内消費税等 円・税率 %)
保証金（敷金）	円	賃料の ヶ月相当分
保証金（敷金）の償却・数引		
家賃保証会社	41,000円	仲介手数料 88,000円
礼金	160,000円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月25日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	492000円
-----	---------

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	(株)レキオス	電話	098-941-3179
	所在地	沖縄県宜野湾志真市4-306		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号		

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/> 円
--------	-------------------------------	-----	----------------------------

特約条項

- ・退去時のハウスクリーニングは借主の責任となります。
- ・店舗周辺の草取り及び清掃は、借主の責任となります。
- ・敷金の預かりはありませんのでご承知ください。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2 年 11 月 16 日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印) 電話番号 ()

借主 住所 宮古島市平良字荷川取19

氏名 國仲昌二 (印) 電話番号 ()

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印) 電話番号 ()

極度額 492000円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 沖縄県知事(3)第3778号

事務所所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-31

商号 有限会社トータル企画

代表者 平良盛雄 (印)

登録番号 [REDACTED]

宅地建物取引士 [REDACTED] (印)

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
- 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
- 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができず、この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。
- 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
- 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
- 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または数引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(8)の更新料額の定めがあるときは、頭書(8)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費

- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件（借主の諸造作・設備・機器等を含みます。）の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます。）し、または転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付

四 看板および広告設備の設置

五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、
 - 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
 - 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとし、
- 借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとし、

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとし、

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとし、

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとし、

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃借人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務

- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務
 - 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
 - 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
 - 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務
- 2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
 - 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
 - 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
 - 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
 - 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
 - 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
 - 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
 - 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続等申立があったとき
 - 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
 - 十 その他本契約の各条項に違反したとき
- 3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
 - 二 第12条第2項の規定に反した場合
 - 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
 - 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

- 第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。
- 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

- 第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

- 第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地震、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。
- 2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。
- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
 - 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

- 第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、

本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
 - 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
 - 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
 - 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
 - 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
 - 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
 - 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
 - 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

- 第32条 頭書(7)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(協議)

- 第33条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法

その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

管轄裁判所)

第34条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

特約条項)

第35条 第34条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

3. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	施設の整備予定及び負担金等	備考
① 飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 公営水道 <input type="checkbox"/> 2. 私営水道 <input type="checkbox"/> 3. 井戸 <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 頃 円	上水道企業団 連絡先 0980-72-4262 個メーター使用の為、貸主検針となります。✓
② 電気	小売電気事業者名	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	<input type="checkbox"/> 特定の小売電気事業者と供給契約を締結しなければならない場合、その事業者の連絡先等 住所：沖縄電力 宮古支店 連絡先：0120-586-390
③ ガス	<input type="checkbox"/> 1. 都市ガス (ガス) <input type="checkbox"/> 2. 個別プロパン <input checked="" type="checkbox"/> 3. 集中プロパン <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	<input type="checkbox"/> 個別・集中プロパンガスの場合、その事業者名と連絡先等 事業者名：マル井プロパン 住所： 連絡先：72-3521
④ 排水	<input type="checkbox"/> 1. 公共下水道 <input type="checkbox"/> 2. 個別浄化槽 <input type="checkbox"/> 3. 集中浄化槽 <input type="checkbox"/> 4. 汲取式 <input type="checkbox"/> 5. 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	

4. 建物建築の工事完了時における形状・構造等 (未完成物件のとき)

別紙にて説明します 未完成物件に該当しないので、説明を省略します。

5. 建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) (該当する・ 該当しないので説明を省略します)

建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合)	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
建物状況調査の結果の概要	

6. 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

専有部分の設備等	有無	型式・内容等
1. 電気	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
2. ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
3. 給排水	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
4. 空調	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

入居中・退去時の注意事項

※ 入 居 時

- (1) ガスは本人立ち会いで開栓致しますので事前にガス会社に連絡をお願い致します。
- (2) 炊事後の油類・髪の毛等を流しますと配管詰まりの原因となりますので必ず生活ゴミと一緒に処理をお願い致します。
- (3) トイレは指定の紙以外を使用しないで下さい。ティッシュペーパー・煙草の吸い殻・生理用品等は配管詰まりの原因となります。
- (4) クーラー設置等の工作については必ず当社にご連絡願います。
- (5) 許可なく建物に看板・広告・文字等の設置・書き込み等をしないようお願い致します。
- (6) 電球・パッキン等の消耗品は原則として入居者各自でお取り替え下さい。
- (7) 廊下・階段等共用部分にはゴミ・物品等を置かないようお願い致します。
- (8) 各部屋の前の廊下・ベランダ・駐車スペースは各自で清掃・管理願います。
- (9) 非常時の避難の際廊下側に出る事が困難な場合、ベランダにある隣室との仕切りを破って避難する事が出来ます。隣室側に物を置かないようお願い致します。
- (10) 入居後に電話番号の決定・変更をした場合、新番号を必ずお知らせ下さい。
- (11) 自動車・オートバイは指定場所以外に置かないようお願い致します。
- (12) なお毎月25日が家賃支払日です。
家賃支払日を過ぎますと督促手数料として1日当たり家賃の0.5%を徴収する場合がありますのでご注意ください。

※ 退 去 時

- (1) 退去される時は必ず1ヶ月前にご連絡願います。1ヶ月に満たない場合は、連絡のあった日から1ヶ月の家賃が発生致しますのでご注意ください。
- (2) 鍵は入居時にお渡ししたもの、及びコピーしたものを必ず返還して下さい。紛失等入居後に鍵を交換した場合は実費負担となります。
- (3) 退去日まで使用した、電気・水道・ガス料金の支払い領収証を必ず提示して下さい。
- (4) 退去時は、現状回復としますが、居抜きで物件を引き継ぐ場合は先にご連絡下さい。
故意に破損・補修箇所がある場合は、実費負担となりますのでご注意ください。

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	全額	充当額
7/5	ファイル代	6,743	全額	6,743
7/31	プリンター代	19,580	全額	19,580
8/2	インク代	990	全額	990
8/14	インク代	968	全額	968
8/16	インク代	1,980	全額	1,980
8/23	パソコン代	43,780	全額	43,780
8/25	オフィスソフト代	32,780	全額	32,780
9/18	ラベルマイティ17(PCソフト)	5,060	全額	5,060
9/20	インク代	990	全額	990
10/24	インク代	990	全額	990
11/8	インク代	1,980	全額	1,980
11/28	インク代	2,970	全額	2,970
11/28	インク代	2,970	全額	2,970
12/6	テーブル、パイプ椅子	99,000	全額	99,000
12/23	インク代	1,980	全額	1,980
1/20	インク代	1,980	全額	1,980
2/8	インク代	990	全額	990
2/19	インク代	1,254	全額	1,254
3/9	文具代(付箋紙、シャーペン)	1,012	全額	1,012
3/10	インク代	1,254	全額	1,254
7/7	携帯電話料金	11,486	1/2	5,743
8/7	携帯電話料金	12,230	1/2	6,115
9/8	携帯電話料金	16,161	1/2	8,080
10/7	携帯電話料金	14,952	1/2	7,476
11/9	携帯電話料金	16,794	1/2	8,397
1/9	携帯電話料金	13,476	1/2	6,738
2/8	携帯電話料金	12,574	1/2	6,287
3/8	携帯電話料金	15,612	1/2	7,806
事務費 充当合計				285,893

領収証番号: 000092777
2020年07月05日 No.02-001947625

領収証

クニカマサシ 様

金額 ¥6,743-

内クレジット利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
内現金扱い等計 ¥6,743(内消費税等 ¥613)

但し 731円代として。

上記正に領収いたしました。
磯丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

領収証

入金先

クニカマサシ 様

No. 039302

お支払の内訳

金額 719580

(内消費税 1,780円)

但し 701円代として

入金日 2020年 7月 31日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 円 (内消費税 円)

8%対象 円 (内消費税 円)

非課税他 円

現金	
カード	719580
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

印紙

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里987番地
ベスト電器宮古店
TEL (0980) 73-4160
FAX (0980) 73-3796

扱者印

領収証

入金先

フニナカ昌二様

様

No. 027665

お支払の内訳

現金	¥990
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

金額					¥990
----	--	--	--	--	------

(内消費税 ¥ 90)

但し 送料 (送料) として

入金日 2020 年 8 月 2 日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里987番地

ベスト電器宮古店

TEL (0980) 73-4160

FAX (0980) 73-3796



印紙

領収証

入金先

フニナカマサジ様

様

No. 028587

お支払の内訳

現金	¥968
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

金額					¥968
----	--	--	--	--	------

(内消費税 ¥ 88)

但し 商品代 (送料) として

入金日 2020 年 8 月 14 日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里987番地

ベスト電器宮古店

TEL (0980) 73-4160

FAX (0980) 73-3796



印紙

No. 028594

領収証

入金先

クニツカマサジ

様

お支払の内訳

金額				¥	1980	0
----	--	--	--	---	------	---

(内消費税 円 180)

但し、この代として

入金日 2020年 8月 16日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 円 (内消費税 円)

8%対象 円 (内消費税 円)

非課税他 円

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番新

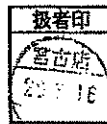
ベスト電器宮古店

TEL (0980) 73-4160

FAX (0980) 73-3793

現金	
カード	¥1980
電子マネー	
デビット	
商品券	
クレジット	
その他	
ポイント	

印紙



領収証

2020年08月23日

領収日 2020年08月23日

國仲昌二 様

金額 ¥43,782-

但し、パソコン代として

上記金額正に領収いたしました

内訳		
内税 8%	¥0- (消費税)	¥0-
内税 10%	¥43,782- (消費税)	¥3,980-

外決済 決済 ¥43,782-

レシート№ 02-0002584612
 領収証№ 02-000003976-1
 店舗名 02528 GEO宮古店
 レジ: [Redacted]

〈保管上のお願い〉
印刷面を内側に折返して下さい

(明細)
 ノートPC/MXGPFSYS A 税抜 ¥39,800
 有料レジ袋大 T 税抜 ¥2 (他外)

◎は軽減税率(8%)対象商品

発行日: 2020年08月25日

領収書

管理No. 1230-403-0010842

伝票No. 1230-403-106110

様

¥32,780- (内消費税 ¥2,980)

但し オフィス ソフト 代として。

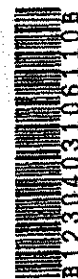
支払内訳
カード

¥32,780 10%対象 ¥32,780(内消費税 ¥2,980)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



領 収 書

NO. 57012130
 日付 2020年 9月18日

國仲昌二 様

領収金額: 5,060 円

ラベルマイティ17 通常版 DL版 代金として

領収内訳 クレジットカード

上記金額正に領収いたしました。

株式会社ジャストシステム
 〒163-6017 東京都新宿区西新宿
 住友不動産新宿オークビル

社印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。

領 収 証		入金先	No. 038877		
		ユニフカフサジ	様		
金額		¥ 990	印 紙	現金	7990
		(内消費税 90)		カード	
但し代		として		電子マネー	
入金日	2020年 9月 20日	上記正に領収いたしました。		デビット	
内 訳	10%対象 90	(内消費税 9)		商品券	
	8%対象 90	(内消費税 7)		クレジット	
	非課税他 90			その他	
受注日	年 月 日			ポイント	
伝票番号					
			沖縄県宮古島市平良字西里937番地	扱者印	
			ベスト電器宮古店	2020.9.20	
			TEL (0980) 73-4760		
			FAX (0980) 73-3796		

領収証

入金先

No. 039473

フニカマサジ

様

金額										7	9	9	0
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

(内消費税 円)

但し 1 円 代 として

入金日 2020 年 10 月 24 日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 円 (内消費税 円)

8%対象 円 (内消費税 円)

非課税他 円

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地
ベスト電器宮古店
 TEL (0980) 73-4160
 FAX (0980) 73-53796

お支払の内訳

現金	7990
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

印紙

扱者印

領収証

入金先

No. 039581

フニカマサジ

様

金額										7	1	9	8	0
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(内消費税 円 180)

但し 1 円 代 として

入金日 2020 年 11 月 8 日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 円 (内消費税 円)

8%対象 円 (内消費税 円)

非課税他 円

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地
ベスト電器宮古店
 TEL (0980) 73-4160
 FAX (0980) 73-53796

お支払の内訳

現金	71980
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

印紙

扱者印

領収証

入金先

クニナカマサジ

様

No. 055567

お支払の内訳

金額				¥	2	9	7	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---

(内消費税 270)

但し、この代として

入金日 2020年11月28日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地

ベスト電器宮古店

TEL (0980) 73-4160

FAX (0980) 73-3796

現金	
カード	¥2,970
電子マネー	
デビット	
商品券	
クレジット	
その他	
ポイント	

印紙



領収証

入金先

クニナカマサジ

様

No. 055564

お支払の内訳

金額				¥	2	9	7	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---

(内消費税 270)

但し、この代として

入金日 2020年11月28日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地

ベスト電器宮古店

TEL (0980) 73-4160

FAX (0980) 73-3796

現金	
カード	¥2,970
電子マネー	
デビット	
商品券	
クレジット	
その他	
ポイント	

印紙



領収証

No. 663098

國仲 昌二 様 沖縄県宮古島市平良字下里1357-28

2020年12月6日

あかぬえ

代表者 赤 藤 隆 彦

下記のとおり領収致しました。 TEL (0980) 73-4888 73-4898

合計金額 ¥99000

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
1	ネーブル	4	12000	48000	
2	PR57.52	10	4200	42000	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商品代金計				90000	
消費税額 10%				9000	
合計				99000	



AN

領収証

入金先

フコナカマサジ

様

No. 055859

お支払の内訳

金額										¥1980
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

(内消費税 ¥ 180)

但し 代 として

入金日 2020 年 12 月 23 日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

現金	¥1980
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地
ベスト電器宮古店
 TEL (0980) 73-4160
 FAX (0980) 73-6706



No. 055836

領収証

入金先

クニナカ マシン

様

金額						7	1	9	8	0
----	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(内消費税 ¥ 180)

但し インク代 として

入金日 2021年 1月 20日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地
ベスト電器宮古店
 TEL (0980) 7354160
 FAX (0980) 735796



お支払の内訳

現金	71980
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
()	
ポイント	

印紙

No. 055349

領収証

入金先

クニナカ マシン

様

金額						7	9	9	0
----	--	--	--	--	--	---	---	---	---

(内消費税 ¥ 90)

但し インク代 として

入金日 2021年 2月 8日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ 990 (内消費税 ¥ 90)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥)

非課税他 ¥

受注日	年	月	日
伝票番号			

沖縄県宮古島市平良字西里937番地
ベスト電器宮古店
 TEL (0980) 7354160
 FAX (0980) 735796



お支払の内訳

現金	7990
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
()	
ポイント	

印紙

発行日:2021年02月19日 /

領収書

クニナカ マシン 様

¥1,254 (内消費税 ¥114)

但し インク代 として

管理No. 2162-401-0011755

伝票No. 2162-401-176151

支払内訳
現金

¥1,254

10%対象

¥1,254(内消費税

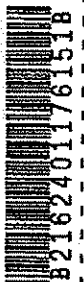
¥114)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ベスト電器
福岡市博多区千代6-2-3

印紙税申告納
付につき博多
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。



19
3194023015 BC119BLACK
キャパシタ 1:特購 外11

領収証番号: 000082976
2021年03月09日 No. 05-001662832

領収証

727カ マヤ

様

金額 ¥1,012-

内クレジットカード利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
内現金扱い等計 ¥1,012(内消費税等 ¥92)

但し 文具(5/27(片箋紙 10-N))

上記正に領収いたしました。
磯丸善ジュンク堂書店 那覇店
〒900-0013沖縄県那覇市牧志1-19-29ディーナハB1F~3F
電話098-860-7175

日: 2021年03月10日

金額又種

管理No. 2161-406-0009692

様

伝票No. 2161-406-071143

¥1,254 (内消費税 ¥114)

但し 10% 代として。

均取) ¥1,254 10%対象 ¥1,254(内消費税 ¥114)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ベスト電器
福岡市博多区千代6-2-33

印
紙
辨
別
印
付
き
標
紙
税
務
署
承
認
済

※印刷面を内側に折って保管願います。

3194023015 BCI10BLACK 19
B2161406071143B 外10
¥1,254
¥60
会員様値引 (5%)

ベスト電器天久店

〒906-0008
宮古島市平良字荷川取19

國仲 昌二 様



発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 紙と葉院ビル
8515A01040001-000215

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2020年 7月分	11,486円	2020年 7月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2020年 8月分	12,230円	2020年 8月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2020年 9月分	16,161円	2020年 9月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2020年10月分	14,952円	2020年10月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2020年11月分	16,794円	2020年11月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2020年12月分	(系外) 21,118円	2020年12月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2021年 1月分	13,476円	2021年 1月 9日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2021年 2月分	12,574円	2021年 2月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2021年 3月分	15,612円	2021年 3月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	134,403円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2021年 4月14日
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70